



島根県では、子育てしやすい柔軟な働き方ができる事業所を増やすため、「時間単位の年次有給休暇制度」や「育児短時間勤務制度」(3歳以上・代替制度あり)を導入した事業所に対し、一定の利用実績で奨励金を支給しています(詳細は下欄参照)。

「社員の声」から育児短時間勤務を拡大 ライフステージに応じた環境を整備

奨励金を活用したきっかけは

それぞれ2児を育てながら働く社員2人から、子どもが3歳になることで育児短時間勤務ができなくなることへの不安の声を聞いたことでした。併せて県の奨励金のことと社員から聞き、安心して働き続けてもらえるよう、法律に準じた就業規則から、小学6年生の子までに緩和することになりました。採用面でも追い風になってほしいです。

仕事と家庭の両立支援への考えを聞かせてください
柱事業の介護分野は人手不足が叫ばれて久しい中、一人一人が貴重な人材です。キャリアを積み上げて活躍する社員が、ライフステージの変化などで悩みを抱え、離職を選択してしまうことは会社にとって大きな損失です。できる限り環境を整えて支援していきたいです。

和気あいあいとした会社の雰囲気

社員とのコミュニケーションはとても大切にしています。何気ない会話から困っていることを聞くこともできます。今回社員から、働き方の相談があったことも、普段からコミュニケーションを大切に、相談しやすい会社の雰囲気づくりを進めていたからこそだと考えています。

今後どんな会社になっていくのですか

もともと女性の多い職場ということもあり、子育てに対する理解はあるほうだと感じています。さまざまな年代の社員がいる中で、子育てや介護などと両立する社員をより温かく見守れる雰囲気になるといいですね。

スタッフの声

下の子が3歳になり育児短時間勤務で働けなくなると両立できず不安でした。職場から保育所、児童クラブの順に子どもを迎えに行き、買い物にも寄るとなるととても大変です。毎日のことだからこそ30分の育児短時間勤務で生まれる心の余裕の大切さを実感します。育児短時間勤務の期間延長は働く上で安心材料です。



和気あいあいとした職場の雰囲気

株式会社アミーゴ島根

代表取締役: 百合澤 正志氏

住所: 松江市宍道町佐々布2130-1

労働者数: 160人

事業内容: 介護、人材派遣事業

活用制度: 育児短時間勤務制度の対象拡大(3歳以上、小学6年生以下の子どもがいる労働者)

「就業規則」を見直して、仕事と子育てを両立しながら働き続けることができる職場環境づくりを進めませんか。

子育てしやすい職場づくり奨励金

労働者が仕事と子育てを両立し、安心して働き続けることができる職場環境づくりに取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

奨励金

10万円 | 上限額 20万円
[1制度導入]

※1事業所につき右記支給要件のA・Iそれぞれ1回限りの申請となります。

支給要件 常勤労働者数50人未満の島根県内の事業所(本支店、営業所等)

次のA・Iの制度を令和2年4月1日以降に導入し、一定の利用実績があること

A 時間単位の年次有給休暇制度

(対象) 18歳までの子どもがいる労働者

I 育児短時間勤務制度(3歳未満を除く)

代替制度: フレックスタイム制度、始業終業時刻の繰上げ繰下げ
(対象) 小学6年生以下の子どもがいる労働者



出産後職場復帰奨励金



出産後の復職に取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

令和2年4月1日以降に産前休業を開始した場合、新制度が適用されます

労働者数等に応じて

奨励金 10万円・20万円

令和2年3月31日までに産前休業を開始した場合、旧制度が適用されます

休業期間に応じて

奨励金 10万円・20万円・40万円

対象事業者 島根県内に本社(または主たる事業所)がある中小・小規模事業者等(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です)

詳しくは最寄りの商工会議所または商工会へ、お気軽にお問い合わせください

または

松江商工会議所
TEL 0852-25-2556

島根県商工会連合会本所
TEL 0852-21-0651

島根県商工会連合会石見事務所
TEL 0855-22-3590